《利用証使用にあたっての注意》

1. 本利用証は、「高齢者、障害者等のための駐車施設」に駐車できることを確約するものではございません。
2. 体調がよい場合や同乗者の介助により歩行や車からの乗降が容易となる場合は、必要とする方のために一般の駐車区画のご利用にご協力をお願いします。
3. 車椅子を常時使用する方（青色の利用証をお持ちの方）は、ドアを全開にしなければ車から乗降できません。車椅子使用者用駐車区画は、青色の利用証を所持している方を必ず優先していただきますようお願いします。
4. 障害程度の軽減や要介護度の見直し等により交付基準に該当しなくなったときは利用証の返却をお願いします。有効期間が満了になった時は返却または破棄をお願いします。
5. 利用証は対象者１人につき１枚の交付となります。重複して交付申請したり、本人以外のものに貸与若しくは使用させたり、譲渡することはできません。
6. 利用証は、本制度を導入している自治体間での相互利用が可能です。その為、県外転出の際は転出先の自治体が本制度を導入している場合、引き続きご利用いただけます。ただし、転出先で新たに利用証の交付をご希望される場合は、埼玉県の利用証は破棄または返却していただく必要がございますのでご注意ください。
7. 制度未導入の自治体から里帰り出産等で埼玉県に居所を有することとなった場合は、居所を住所地として申請をすることが可能です。住所地が本制度を導入している自治体である場合は、住所地で利用証の交付申請を行ってください。

※上記①～➄まで注意事項は、申請時にご同意いただいている項目となります。

皆様には、本制度の趣旨にご理解いただき、引き続き思いやりのある駐車場ご利用にご協力をお願いします。

【パーキング・パーミット制度に関するお問合せ先】

埼玉県福祉政策課：０４８－８３０－３２２３